

姫路市アグリヘルパー推進事業とは

【概要】

本事業は、市内の農地において農作業を手伝ってほしい農業者と、農業に携わりたい方の情報を相互に閲覧できる環境を構築することにより、農業における労働力確保に向けた取組みを推進するものです。

【事業背景】

農業従事者数が減少する中、特に野菜や果樹等の栽培においては、機械化が難しく、人手がかかる手作業が多くありながら地域内での人材確保が困難となっており、労働力不足の解消に向けた支援が急務です。

市への就農相談には、独立就農ではなく、雇用就農という形で農業への関わりを希望される方もおられ、農業に触れる機会の拡大が求められています。

そこで、本事業では、農作業を手伝ってほしい農業者（農業経営者）と、農業に関わりたいと考えている方（アグリヘルパー）の情報を相互に提供し、農業の労働力不足解消と農業に関われる機会の創出を図ります。

【対象者】

1 農業経営者

農作業を手伝ってほしい農業者（※個人、法人、任意団体）

2 アグリヘルパーになることを希望する者

農業に関わりたいと考えている方（※住所、年齢、農作業経験の有無は不問）

【利用料】

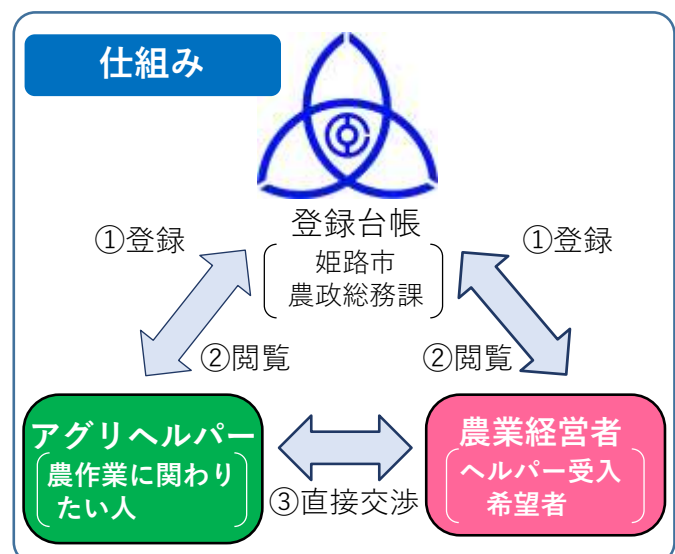
無料

【申込場所】

姫路市役所農政総務課
(姫路市安田四丁目 1 番地 本館 7 階)

【利用時間】

開庁日の午前 9 時 00 分から
午後 5 時 00 分まで



裏面あり

【利用の流れ】

- 1 登録申請
農政総務課へ農業経営者又はアグリヘルパーの登録を申込む。
- 2 閲覧申請
登録後、農政総務課へ登録情報の閲覧を申込む。
- 3 情報取得
閲覧承認後、農政総務課にて登録情報を紙面で閲覧する。
- 4 交渉・契約
相手方に直接、連絡を取り、雇用契約等を行う。
- 5 結果報告
アグリヘルパーの受入結果を農政総務課へ報告する。（農業経営者）

【注意事項】

- 市は、登録者同士の雇用等の交渉に関する仲介（職業安定法で規定される「職業紹介」）は行いません。閲覧者は、市を介さず、登録者と直接交渉を行ってください。
- 登録者は、最新の募集情報を登録するよう努めてください。
- 市は、登録情報について閲覧者に誤解を生じさせるような表示を確認した場合、その正誤について登録者へ確認します。
- 市は、募集情報が正確かつ最新ではないことを登録者に確認した場合であって、登録者が情報の更新に応じなかった場合には、該当する登録情報の提供を中止します。
- 市は、募集情報及び個人情報を本事業以外の目的で使用しません。

【問合せ先】

姫路市役所 農政総務課 農政企画担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 本館 7 階

電話番号：079-221-2476（直通） ファックス番号：079-221-2996

E メールアドレス：nouseikikaku@city.himeji.lg.jp（農政企画担当代表）